

松山地域資源保全会細則

第 1 (目的)

多面的機能支払交付金制度の活動を円滑に行うため定めるものである。

また、「規則」、或いは「許容」範囲等、総会において決定すべき事案もあることから、決定事項等を「細則」に整理し、そしてこれを遵守し事業の推進を図ることを目的とする。

第 2 (作業の安全確保)

作業にあたって身体の安全が最優先である。特に共同で行う草刈りは、廻りに十分注意を払い、隣どうしの間隔を保持しながら作業をすること。また、重機を伴う作業は重機が旋回していますので、人身事故につながらないよう特段の配慮をすること。

第 3 (日当の単価)

多面的機能支払交付金における秋田県統一について(平成 26 年 4 月 1 日農山村振興課)の指導により作業賃金(1 時間当たりの目安単価)が提示されたのを機に次表のとおり改訂します。

改訂単価の適用は、総会の議決の翌日からとします。

作業の種類	1 時間当たりの日当(単価)	
	旧	新
1.草刈り(草刈り機、燃料代込み)	1,400 円	1,700 円
2.泥上げ	1,200 円	1,500 円
3.敷き砂利	1,200 円	1,500 円
4.施設の補修作業等	1,200 円	1,500 円
5.草取り(草刈り機を使用しない草刈りも含む)	1,000 円	1,500 円
6.花壇等の起耕作業等	1,200 円	1,500 円
7.重機等のオペレーター	1,500 円	1,800 円
8.点検・調査・事務費・会議費等	1,000 円	1,200 円

第 4 (日当等の支払い時期)

日当及びリース料金等の支払いについては、入金後速やかに支払うこととします。

第 5 (日当を支払う場合の弁当代の不支給)

日当を支払う場合の弁当代は、交付金から支給することができません。

第6(役員報酬の禁止)

すべての作業については時間給として支払うこととし(事務、会計の実務、役員会)、役員報酬の支払いはしない。

第7(面積割・延長割による個人への支払い禁止)

草刈り等による面積割・延長割による個人への支払交付金の支払をしてはならない。

第8(附則)

上部機構等の指導或いは実活動における諸問題などについても事業推進のため、追加または改訂することができる。

2 この細則の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。